

会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正案の概要

第1 改正案の趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、会社法施行令（平成17年政令第364号）、弁護士会登記令（昭和24年政令第321号）、独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）、組合等登記令（昭和39年政令第29号）、会社更生法施行令（平成15年政令第121号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「一般法人法施行規則」という。）の一部を改正するものである。

なお、以下において引用する法令の条番号は、改正法、整備法又は、特に断らない限り、本政省令改正案による改正後のものである。

第2 改正案の概要

1 法務省関係政令関係

(1) 会社法施行令関係

改正法において、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、会社法第774条の4第2項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされたこと（同条第3項）を受け、会社法施行令第1条第1項に掲げる規定に法第774条の4第3項を追加するものである（同令第1条第1項第15号）。

(2) 弁護士会登記令、独立行政法人等登記令及び組合等登記令関係

整備法において、商業登記法第20条及び第24条第7号の規定が削除されることに伴い、弁護士会登記令第15条、独立行政法人等登記令第18条並びに組合等登記令第25条及び第26条第20項について、所要の整備を行うものである。

(3) 会社更生法施行令関係

改正法により新設される株式交付に関して、更生計画の定めにより株式交付をしたときは、当該株式交付による変更の登記の嘱託書又は申請

書には、商業登記法第90条の2第3号から第5号までに掲げる書面の添付を要しないこととするものである（会社更生法施行令第13条の2）。

2 会社法施行規則関係

(1) 定義規定の改正

会社法施行規則第2条について、改正法により一定の株式会社は社外取締役を置くことが義務付けられること（会社法第327条の2）に伴う「社外役員」（会社法施行規則第2条第3項第5号ロ）及び「社外取締役候補者」（同項第7号ロ）の定義の見直し、改正法において業務執行の社外取締役への委託に関する規定が設けられたこと（会社法第348条の2）に伴う「業務執行者」（会社法施行規則第2条第3項第6号イ）の定義の見直しその他の所要の改正を行うものである。

(2) 株式交付子会社に関する規定の新設

改正法により新たに規定される「株式交付」（会社法第2条第32号の2）について、同号の委任に基づき、株式交付により他の株式会社を子会社としようとする場合における子会社（株式交付子会社）の範囲を定める規定（会社法施行規則第4条の2）を新設するものである。

(3) 全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合における事前開示事項に関する規定の改正

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用し、現金を対価として少数株主の締出しをする場合における端数処理手続（会社法第234条及び第235条）について、情報開示を充実させるため、事前開示手続（同法第171条の2及び第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に、競売又は任意売却の別、株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、開示事項を拡充する改正を行うものである（会社法施行規則第33条の2第2項第4号及び第33条の9第1号ロ）。

(4) 株主総会参考書類に関する規定の改正

ア 役員等の選任に関する議案に関する規定の改正

改正法による補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設（会社法第430条の2及び第430条の3）に伴い、取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（以下アにおいて「役員等」という。）の選任に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類

に、補償契約や役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載しなければならないこととすること（会社法施行規則第74条第1項第5号及び第6号、第74条の3第1項第7号及び第8号、第75条第5号及び第6号、第76条第1項第7号及び第8号並びに第77条第6号及び第7号）や、上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ株主総会参考書類における役員（取締役及び監査役）候補者と親会社等の関係に関する記載事項を拡充すること（同令第74条第3項第3号並びに第4項第7号ロ及びハ、第74条の3第3項第3号及び第4項第7号ロ及びハ並びに第76条第3項第3号及び第4項第6号）、社外取締役の活用に関する議論等を踏まえ社外取締役候補者に期待される役割を株主総会参考書類の記載事項とすること（同令第74条第4項第3号及び第74条の3第4項第3号）など、役員等候補者に関する株主総会参考書類の記載事項を見直すとともに、所要の規定の整備を行うものである（同令第74条第4項第4号及び第74条の3第4項第4号）。

イ 社外取締役を置くことが相当でない理由に関する規定の削除等

改正法により一定の株式会社は社外取締役を置くことが義務付けられること（会社法第327条の2）に伴い、社外取締役を置いていない一定の株式会社が取締役の選任議案を株主総会に提出する場合において、社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類に、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならないこととする規定（改正前の会社法施行規則第74条の2）を削除するとともに、所要の規定の整備を行うものである（改正前の会社法施行規則第94条第1項第2号の削除）。

ウ 株式交付計画の承認に関する議案に関する規定の新設

改正法による株式交付制度の新設（会社法第774条の2から第774条の11まで、第816条の2から第816条の10まで等）に伴い、取締役が株式交付計画の承認に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に記載すべき事項を定める規定（会社法施行規則第91条の2）を新設するものである。

(5) 取締役等の報酬等に関する規定の新設

ア 取締役等の報酬等として交付される株式及び新株予約権等に関する規定の新設

改正法により、取締役又は執行役（以下アにおいて「取締役等」とい

う。)の報酬等として株式若しくは新株予約権又はこれらと引換えにする払込みに充てるための金銭を付与する場合には、定款又は株主総会の決議により法務省令で定める一定の事項を定めなければならないこととしていることから(会社法第361条第1項第3号から第5号まで及び第409条第3項第3号から第5号まで)、当該事項の具体的な内容を定める規定(会社法施行規則第98条の2から第98条の4まで及び第111条から第111条の3まで)を新設するものである。

イ 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する規定の新設

改正法により一定の株式会社の取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定することを義務付けられていることから(会社法第361条第7項)、当該方針の具体的な内容を定める規定(会社法施行規則第98条の5)を新設するものである。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する規定の新設

改正法においては、役員等のために締結される保険契約から、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたものを「役員等賠償責任保険契約」(会社法第430条の3第1項)と定めているところ、役員等賠償責任保険契約に該当しない保険契約を定める規定(会社法施行規則第115条の2)を新設するものである。

(7) 事業報告に関する規定の改正

株式会社の事業報告について、①上場子会社における少数株主保護の議論等を踏まえ、当該株式会社に親会社がある場合において、当該親会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在するときは、事業報告においてその内容の概要を記載しなければならないこととすること(会社法施行規則第120条第1項第7号)、②当該株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項や当該株式会社が取締役、会計参与、監査役又は会計監査人と締結している補償契約に関する事項を記載しなければならないこととすること(同令第119条第2号の2、第121条第3号の2から第3号の4まで、第121条の2、第125条第2号から第4号まで及び第126条第7号の2から第7号の4まで)、③取締役、会計参与、監査役又は執行役の報酬等に関する記載事項を拡充すること(同令第121条第4号イ及びロ並びに第5号の2から第6号の3ま

で)、④報酬等として付与された株式や新株予約権等に関する記載事項を追加すること(同令第122条第1項第2号及び第123条第1号)、⑤事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の株式会社は、社外取締役を置くことが相当でない理由を当該事業年度に係る事業報告に記載しなければならないこととする規定等(改正前の会社法施行規則第124条第2項及び第3項)を削除すること、⑥社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を記載しなければならないこととする(会社法施行規則第124条第4号ホ)などの見直しをするとともに、所要の規定の整備を行うものである(同令第133条第3項第1号等)。

(8) 社債に関する規定の改正

ア 社債管理補助者に関する規定の新設及び整備

改正法により社債管理補助者制度が新設されることから(会社法第676条第7号の2及び第8号の2、第714条の2から第714条の7まで等)、社債管理補助者を置く場合における社債の募集事項の内容や社債管理補助者の資格等に関する規定を新設するなどの所要の改正を行うものである(会社法施行規則第162条第5号から第7号まで、第163条第2号、第165条第6号、第8号及び第11号、第171条の2、第173条第1項第2号ハ並びに第177条第3項第4号及び第5号)。

イ 社債権者集会の決議の省略に関する規定の新設

改正法により社債権者集会の決議の省略(いわゆる書面決議)の制度が新設されることから(会社法第735条の2)、社債権者集会の決議の省略がされた場合における社債権者集会の議事録の記載事項に関する規定を新設するなどの所要の改正を行うものである(会社法施行規則第177条第4項、第226条第33号、第232条第31号及び第234条第44号)。

(9) 株式交付に関する規定の新設及び改正

改正法により新設される株式交付に関する規定(会社法第774条の2から第774条の11まで、第816条の2から第816条の10まで等)について、前記(4)エのとおり、株式交付計画の承認に関する議案を株主総会に提出する場合における株主総会参考書類に記載すべき事項に関する規定(会社法施行規則第91条の2)を新設しているほか、以下のとおり所要の改正を行うものである。

ア 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みに関する規定

株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項に関する規定及び申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合に関する規定を新設するものである（会社法施行規則第179条の2及び第179条の3）。

イ 株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定

株式交付親会社の事前開示事項及び事後開示事項に関する規定を新設するものである（会社法施行規則第213条の2及び第213条の9）。

ウ その他の改正

その他、子会社による親会社株式の取得の禁止の例外に他の会社が行う株式交付に際して親会社株式の割当てを受ける場合を追加すること（会社法施行規則第23条第4号）、株式交付の場合の一株当たり純資産額の算定における算定基準日に関する規定を新設すること（同令第25条第6項第10号）、自己の株式を取得することができる場合に株式交付における反対株主の株式買取請求に応じて当該株式会社の株式を取得する場合を追加すること（同令第27条第5号）、監査の範囲が限定されている監査役の調査の対象事項に、株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り受け、その対価として株式交付親会社の株式が交付される場合において計上すべき資本金及び準備金の額に関する事項を追加すること（同令第108条第3号リ及びヌ）、清算株式会社が自己の株式を取得することができる場合に株式交付における反対株主の株式買取請求に応じて当該清算株式会社の株式を取得する場合を追加すること（同令第151条第5号）のほか、所要の改正を行うものである（同令第213条の3から第213条の8まで、第213条の10、第226条第42号及び第43号、第232条第36号、第234条第53号及び第54号並びに第236条第27号及び第28号）。

(10) 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設及び整備

改正法により新設される株主総会資料の電子提供制度（会社法第325条の2から第325条の7まで）について、電子提供措置をとる方法に関する規定（会社法施行規則第95条の2）、電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項に関する規定（同令第95条の3）及び書面交付請求をした株主に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）に

記載することを要しない事項に関する規定（同令第95条の4）を新設するほか、所要の規定の整備を行うものである（同令第41条第7号、第54条第7号等）。

(11) その他の改正

形式的整備を含む所要の改正を行うものである（会社法施行規則第98条、第116条、第181条第1号及び第2号、第182条第4項第2号、第188条第1号及び第2号、第196条、第199条第1号及び第2号、第208条第1号及び第2号等）。

3 会社計算規則関係

(1) 株式交付に関する規定の新設及び整備

改正法により新設される株式交付に関する規定（会社法第774条の2から第774条の11まで、第816条の2から第816条の10まで等）について、株式交付における株主資本等変動額に関する規定（会社計算規則第39条の2）を新設することとしているほか、株式に係る特別勘定に関する規定（同令第12条）、株式交付が無効とされた場合等における資本金の額の増減に関する規定（同令第25条第2項第3号及び第5号）の改正等と共に、所要の規定の整備を行うものである（同令第54条第2項及び第55条第2項第10号）。

(2) 取締役等の報酬等として株式を交付する場合に関する規定の新設及び整備

改正法においては、取締役又は執行役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行することができることとしていることから（会社法第202条の2、第205条第3項から第5項まで、第209条第4項、第445条第6項等）、その場合に増加する資本金の額等について定める規定（会社計算規則第2条第3項第34号、第42条の2、第42条の3及び第54条の2）を新設するほか、所要の規定の整備を行うものである（同令第4条第1項、第13条第1項及び第2項第1号、第14条第4項、第17条第4項、第18条第4項、第25条第1項、第26条第1項、第27条、第29条第2項、第55条第8項、第76条第1項、第96条第2項及び第8項、第105条、第106条、第141条第1項第3号、第150条第1項第7号及び第8号並びに第2項第13号及び第14号、第158条第6号ロ及び第8号ロ並びに同令附則第11条第5号及び第6号）。

(3) 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設

改正法により新設される株主総会資料の電子提供制度（会社法第325条の2から第325条の7まで）について、連結計算書類に係る監査報告又は会計監査報告に記載され、又は記録された事項に係る情報についての電子提供措置に関する規定を新設するものである（会社計算規則第134条第3項）。

(4) その他の改正

その他、形式的整備を含む所要の改正を行うものである（会社計算規則第2条第2項第16号、第3項第8号、第13号から第18号まで、第37号、第38号及び第40号、第158条第4号等）。

4 一般法人法施行規則関係

(1) 電子提供制度に関する規定の改正

整備法により新設される社員総会資料の電子提供制度（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第47条の2から第47条の6まで）について、電子提供措置をとる方法に関する規定（一般法人法施行規則第7条の2）及び電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項に関する規定（同令第7条の3）を新設するものである。

(2) 役員等責任賠償責任保険に関する規律の新設

整備法においては、役員等のために締結される保険契約から、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたものを「役員等賠償責任保険契約」（一般社団法人及び財団法人に関する法律第118条の3第1項、第198条の2）と定めているところ、役員等賠償責任保険契約に該当しない保険契約を定める規定を新設するものである（一般法人法施行規則第20条の2、第63条の2）。

第3 施行時期及び経過措置

1 施行時期

改正法の施行日（現時点では令和3年3月1日を予定している。）から施行する（改正省令案附則第1条本文）。ただし、弁護士会登記令、独立行政法人等登記令及び組合等登記令の改正規定は、整備法附則第2号に掲げる規定の施行の日（現時点では同年2月15日を予定している。）から、会社法施行規則、会社計算規則及び一般法人法施行規則に係る改正規

定のうち、株主総会資料の電子提供制度に関する改正規定（改正省令案附則第1条ただし書に規定する規定）は、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から（改正省令案附則第1条ただし書）施行することを予定している。

2 経過措置

会社法施行規則について、以下の経過措置を定めることを予定している。

(1) 創立総会参考書類に関する経過措置

施行日前に招集の手続が開始された創立総会又は種類創立総会に係る創立総会参考書類の記載については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第1項）。

(2) 全部取得条項付種類株式の取得に関する事前開示事項についての経過措置

施行日前に会社法第171条第1項の株主総会の決議がされた場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得に係る会社法第171条の2第1項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第2項）。

(3) 株式の併合に関する事前開示事項についての経過措置

施行日前に会社法第180条第2項の株主総会（株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。）の決議がされた場合におけるその株式の併合に係る会社法第182条の2第1項に規定する書面又は電磁的記録の記載又は記録については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第3項）。

(4) 募集株式に関する通知事項についての経過措置

一部施行日前に会社法第199条第2項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第4項）。

(5) 募集新株予約権に関する通知事項についての経過措置

一部施行日前に会社法第238条第1項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第5項）。

(6) 株主総会参考書類の記載に関する経過措置

- ① 補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る参考書類の記載に関する規定は、施行日後に締結される補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（改正省令案附則第2条第6項）。
- ② 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、会社法施行規則第74条第3項第3号並びに第4項第7号ロ及びハ、第74条の2、第74条の3第3項第3号並びに第4項第7号ロ及びハ並びに第76条第3項第3号並びに第4項第6号ロ及びハ（これらの規定を会社法施行規則第95条第3号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第7項）。
- ③ 上記②の株主総会参考書類の記載に係る社外役員及び社外取締役候補者については、会社法施行規則第2条第3項第5号及び第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第8項）。
- ④ 上記①から③までに定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会又は種類株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第9項）。

(7) 事業報告の記載に関する経過措置

- ① 補償契約及び役員等賠償責任保険契約に係る事業報告の記載又は記録に関する規定は、施行日後に締結された補償契約及び役員等賠償責任保険契約について適用する（改正省令案附則第2条第10項）。
- ② 上記①に定めるもののほか、施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る株式会社の事業報告の記載又は記録及び施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る株式会社の事業報告における改正前の会社法施行規則第124条第2項の理由（事業年度の末日において社外取締役を置いていない一定の会社における社外取締役を置くことが相当でない理由）の記載又は記録については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第11項）。
- ③ 上記②の事業報告の記載又は記録に係る社外役員については、会社法施行規則第2条第3項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第12項）。

(8) 社債に関する経過措置

- ① 施行日前に改正法による改正前の会社法第676条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債及び施行日前に会社法第238条第1項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、会社法施行規則第162条及び第163条の規定にかかわらず、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第13項）。
- ② 施行日前に招集の手続が開始された社債権者集会に係る社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の記載については、なお従前の例による（改正省令案附則第2条第14項）。

以上